

「こころ」あたたかな毎日をサポート。



いきゅう
デイサービス 生活介護 つなぐ 一休

介護保険対象の方
デイサービス

1日無料体験
実施中!!

楽しいイベントも実施しております

演歌歌手コンサート/郊外レクリエーション/お食事会(外食)
お花見/盆踊り/その他イベント多数

碁	将棋	麻雀	花札
オセロ	トランプ	カルタ	射的など
リハビリマシン	カラオケ	マッサージチェア	パチスロ台完備

食費440円(税込)/1食 おやつ代金無料



デイサービス 有限会社 一休

☎0745-69-1919

〒639-2113 奈良県葛城市北花内429-1
FAX.0745-69-1199

通所介護 月曜日～土曜日・祝日 営業

デイサービス 一休

検索



介護保険 サービスガイド

(2026年度版)



葛城市 介護保険課

TEL:0745-44-5104(直通)

『癒し・憩う・安らぐ我が家』 健康的で快活な老後をサポート

全スタッフが一日一日、お一人おひとりに寄り添い
ご入居者様・ご利用者様をサポートします。



■ 地域密着デイサービスとこれからの住まいを実現

少人数制で、ゆったり安心して過ごしていただける環境を整えています。日中のサービスとして、無理なくご利用いただけます。
生活状況の変化に応じて、併設する介護付有料老人ホームへのご相談も可能です。

ベルライフグループの各サービス拠点



介護付有料老人ホーム・地域密着デイサービス
ベルライフ葛城

まずはお気軽にお問合せください。

0120-658-113

TEL.0745-69-8068 ●介護付有料老人ホーム 年中無休
FAX.0745-69-8069 ●デイサービス 日曜日・年末年始 休み

【運営会社】株式会社日本ベルアージュ

所在地

奈良県
葛城市北花田
527-1

◆施設類型:介護付き有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護) ◆介護に係る職員体制:3:1以上
◆居住の権利形態:利用権方式 ◆利用料の支払い方法:選択方式(一部前払い方式/一部月払い方式/月払い方式) ◆入居時の要件:入居時要支援または入居時要介護 ◆介護保険の種類:奈良県指定介護保険特定施設(一般型特定施設) ◆居住区分:全室個室 ◆土地の権利形態:賃借 ◆建物の権利形態:自社・事業主体所有 ◆協力医療機関:かつらぎクリニック(内科) ※医療費は自己負担 ※協力内容:2週間に1回の内科医往診による健康観察 ◆週40時間換算で常勤介護職員8名・常勤看護師2名(夜勤時/22:00~翌7:00/介護職員2名 ※看護師オンコール体制) ◆看護師(常勤2名)による健康相談など実施 ◆医療対応範囲内であれば看取り可能



もくじ

1	介護保険制度とは	… 2
2	介護サービス利用までの流れ	… 4
3	要介護状態区分の目安	… 6
4	介護サービス・介護予防サービスの利用のしかた	… 7
5	介護サービスと介護予防サービス	… 9
6	介護予防・日常生活支援総合事業	…17
7	サービスにかかる費用	…19
8	自己負担額が高額になった場合	…21
9	介護保険料の納め方	…23
10	基本チェックリスト	…25

相談窓口

内容	窓口	所在地	電話番号
介護保険の申請に関すること 介護保険料・介護サービスに関すること	介護保険課	葛城市柿本 166番地	0745-44-5104
介護予防・認知症予防に関すること 高齢者に関する総合相談窓口	地域包括支援課 地域包括支援センター		0745-44-3455

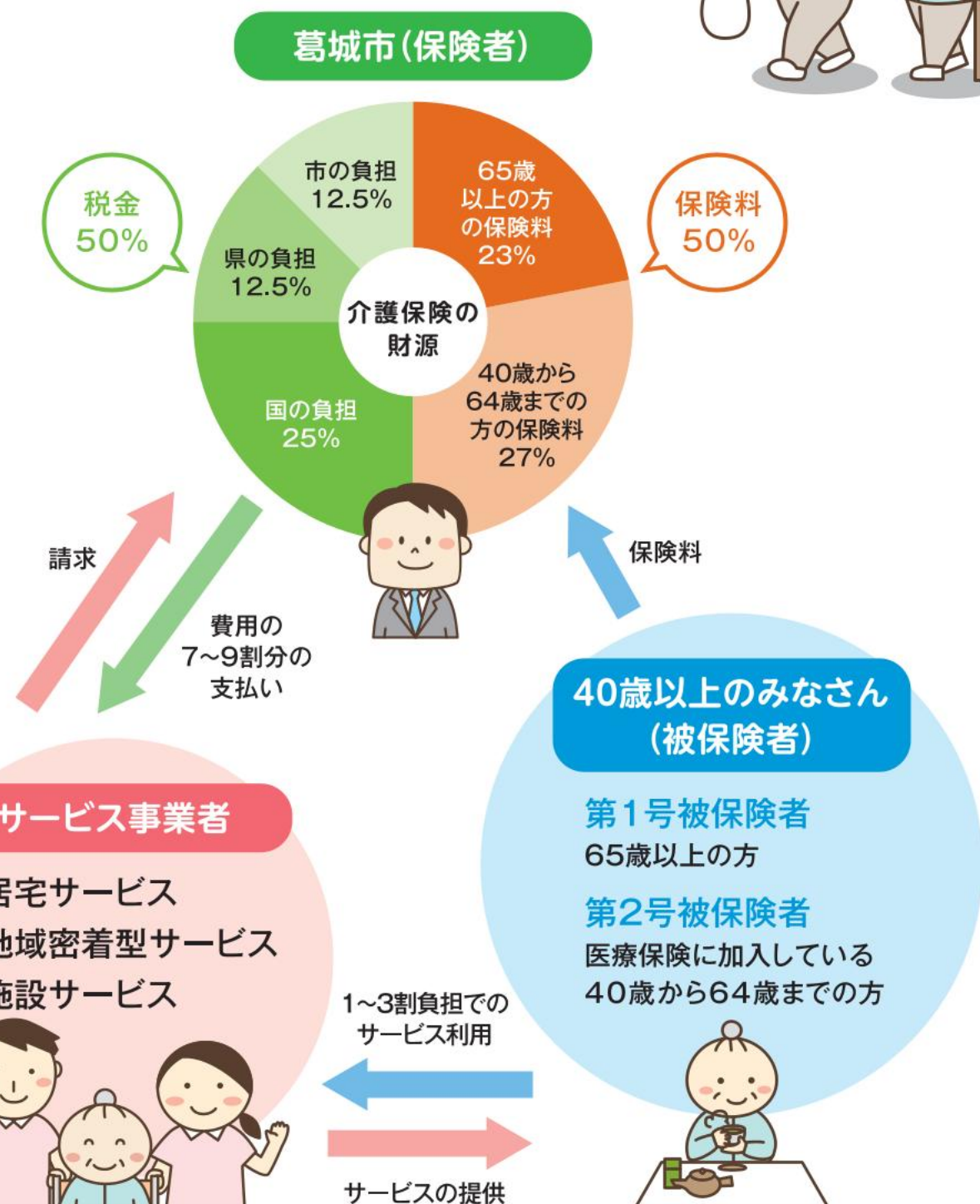


マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2026年8月発行
発行:葛城市
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や、その家族が抱えている不安や負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的として創設されました。高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送るためにも、介護保険制度はなくてはならない制度です。

介護保険制度は、私たちが住む葛城市が運営します。
40歳以上のみなさんが保険料を負担し
老後の安心を社会全体でささえ合う制度です。



介護保険サービスを利用できる方

<第1号被保険者(65歳以上の方)>

葛城市が実施する要介護認定において、要介護状態(※1)・要支援状態(※2)と認定された場合、いつでも介護サービスを受けることができます。

※1 要介護状態 寝たきりや認知症などで、介護を必要とする状態

※2 要支援状態 家事や身支度などの日常生活に支援が必要な状態

<第2号被保険者(40~64歳の方)>

公的医療保険の加入者で、介護保険の対象となる特定疾病(※3)により介護が必要と認定された場合のみ介護サービスを受けることができます。

※3 特定疾病 ・加齢に伴って生じる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病
・厚生労働省が定める以下16種類の疾病

《介護保険の対象となる特定疾病》

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

65歳になったら、介護保険被保険者証が交付されます

介護保険被保険者証	
番 号	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	性 別
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	0 0 0 0 0 0 葛 城 市

65歳以上の方(第1号被保険者)

⇒すべての人に介護保険証(被保険者証)が交付されます。

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

⇒要介護認定の申請をし、認定を受けた人に交付されます。

保険証はこんなときに必要です

- 要介護認定を新たに申請または更新するとき
- ケアプランの作成を依頼するとき
- 介護保険サービスを利用するとき

※病気やケガなどで医者にかかるとき(診察や治療、投薬など)は、医療保険の医療保険情報が必要になります。

※介護保険被保険者証を紛失や破損した場合は、下記窓口に再交付の申請をしてください。

葛城市役所 介護保険課 TEL:0745-44-5104

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護(要支援)認定を受ける必要があります。具体的な認定や、手続きの流れは以下のようになります。

相談窓口（地域包括支援センターもしくは葛城市介護保険課）へ相談

本人の状態や、利用を希望するサービスを確認します。

- ・明らかに要介護認定が必要な方
- ・予防給付や介護給付によるサービス希望している方

必要なサービスを判断するために本人の状況確認が必要な方

明らかにサービス事業の対象外と判断される方

要介護認定の申請

<申請時に必要なもの>

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険の医療保険情報
(40歳以上65歳未満の方のみ)

認定調査・主治医意見書

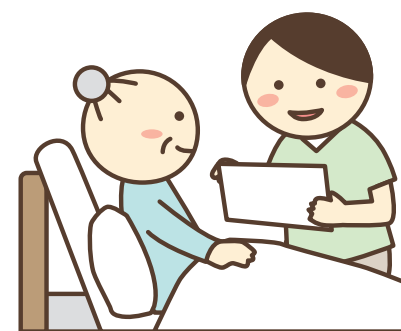
市の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医意見書は市が主治医に依頼をします。主治医がない場合は、葛城市介護保険課にご相談ください。
※申請者の意見書作成料の自己負担はありません

審査判定

<一次判定>調査の結果及び主治医意見書の一部の項目がコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行われます。
<二次判定>一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。

認定・通知

介護認定審査会の判定結果に基づき要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行います。認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています(6ページ参照)。



基本チェックリストによる判定

介護保険サービスの給付が必要とみられる方

サービス事業の**対象者**と判定された方

サービス事業の**対象外**と判定された方

通知結果

非該当と判定された方

要支援1・2と判定された方

通所型サービス・訪問型サービスのみ利用の方

上記以外の方

要介護1～5と判定された方

介護予防・日常生活支援総合事業

全ての65歳以上の方は、一般介護予防事業を利用できます。

17ページへ

サービス事業を利用できます。(一般介護予防事業も併用できます)

17ページへ

保険給付 (予防給付・介護給付)事業

要支援1・2の方は、介護予防サービスを利用できます。(一般介護予防事業、サービス事業も併用できます)ケアプランの作成が必要となります。

8ページへ

要介護1～5の方は、介護サービスを利用できます。ケアプランの作成が必要となります。

7ページへ

要支援状態または要介護状態については、おおむね次のような状態が考えられます。

※状態は各区分における主な内容を表しています

必ずしも実際の状態と一致するものではありません

要介護状態区分	要介護・要支援の状態(例)
非該当 (自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援1	基本的に日常生活の能力はあるが、要介護状態とならないように一部支援が必要
要支援2	立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などで一部介助が必要であるが、身体の状態の維持または悪化の防止のために支援が必要な状態
要介護1	要支援の状態に加えて心身状態の不安定さや、認知症等により理解力の低下がみられる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、排泄や食事についても部分的な介護が必要となり、認知症等によっていくつかの行動・心理症状がある状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、さらなる認知機能の低下がみられる。排泄、身だしなみや部屋の掃除などの身の回りのケア、立ち上がりや片足での立位などが自分ではできない、歩行や移動の動作が自分ではできないことがあるなど、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力や全般的な理解力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりもさらに認知機能や動作能力が低下し、ほぼ全ての動作に全介助が必要。介護なしで日常生活を営むことは不可能な状態



— 家族みんなが「安心」と思える場所 —

やまとかつらぎえん

特別養護
老人ホーム

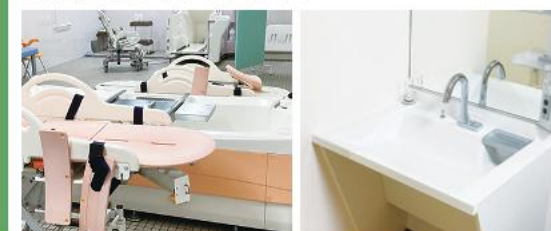
大和葛城苑

ご利用者の幸せに寄り添い、心のふれあいを大切に。

お一人おひとりの日常の支えになれる事を喜びとし、丁寧なケアを心がけています。

個室
洗面台等
完備

2018年4月開設。最新の設備及び運営に関する基準を満たした施設で、安心・快適にお過ごしいただけます。



眺め・
日当たり良好!!
完全個室!!

葛城山と二上山を繋ぐ山麓に位置し、自然豊かな奈良盆地を一望できる景色がとて素晴らしいとお喜びいただいております。



お体のことを考え
一人ひとりに合った
お食事をご提供

ご利用者の健康を考え、栄養バランスの取れた献立をご用意。また、季節や行事を取り入れたお食事もお提供しております。



万が一の災害時にも
安心な「自家発電・
蓄電設備完備」

事業用の太陽光発電システムと蓄電池を導入しており、災害時の停電にも対応できるよう、自家発電体制を整えています。



デイサービス・ケアプランセンターが併設しており、一貫したサービスが受けられます

●デイサービス 大和葛城苑(定員 30名 / 要支援1~2・要介護1~5)
●ケアプランセンター かつらぎの里

まずは
お気軽に
ご連絡ください。

施設見学・入所相談随時受付中

0745-44-8001

受付時間 9:00~18:00
定休日 年中無休

社会福祉法人 陽幸会
特別養護老人ホーム

大和葛城苑

〒639-2136 奈良県葛城市平岡441-1
(FAX) 0745-44-8010 (E-MAIL) info@yo-ko-kai.or.jp

HPはこちら



介護サービス・介護予防サービスを利用する場合は、ケアプランの作成が必要となります。
 ケアプランとは、どのようなサービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。
 「要介護1」以上のケアプランはケアマネジャー（介護支援専門員）のいる、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）へ依頼し、「要支援1」「要支援2」のケアプランは地域包括支援センターに相談します。（※）依頼を受けたマネージャーは、どのサービスをどれくらいの頻度で利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、ケアプランを作成します。
 ※要支援1・2の方についても、ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託することがあります。

要介護1～5と認定された方

居宅サービス
（地域密着型サービスも含む）

居宅介護支援事業所へ依頼

居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。（市内の居宅介護支援事業所一覧はP22参照）

ケアプランの作成

ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。ケアマネジャーと利用者・家族・介護サービス事業所等で、利用者の自立支援の助けとなるサービスの検討を行います。課題の話し合いを基に、ケアマネジャーと一緒に利用するサービスの種類や回数を決めます。 ※ケアプランの作成は無料です

介護サービスの利用

介護サービス事業所と契約し、ケアプランに基づいてサービス利用がスタートします。

介護保険施設へ入所

病院のソーシャルワーカーやケアマネジャーに相談するなどして、施設に入所申し込みをします。入所が決まれば、契約します。

施設ケアプランの作成

入所後、施設のケアマネジャーが利用者本人や家族の状況を把握し、介護職員などの専門職と課題を話し合った上でケアプランを作成します。

施設サービス

要支援1・2と認定された方

地域包括支援センター等へ依頼

地域包括支援センターに相談し、ケアプランの作成を依頼します。
 葛城市が指定する指定介護予防支援事業者に依頼することも可能です。

ケアプランの作成

地域包括支援センターまたは指定介護予防支援事業者のケアマネジャー等が、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。ケアマネジャー等と利用者・家族・介護サービス事業所で、利用者の介護予防の助けとなるサービスの検討を行います。

※ケアプランの作成は無料です

介護予防サービスの利用

介護予防サービス等の提供事業所と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。



ケアマネジャーとは

ケアマネジャーは、介護が必要な方と介護事業をつなぐコーディネーターのような存在で、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどに所属しています。主な役割は以下の通りです。

- 介護全般の相談
- ケアプラン作成と見直し（評価）
- 市区町村・介護サービス事業所・施設等との連絡や調整
- 要介護認定の申請代行 など



居宅サービス(自宅で生活するためのサービス)

施設に通って受けるサービス

■ 要介護1～5の方

通所介護(デイサービス)

通所介護の施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを、日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

通所リハビリテーション(デイケア)

通所リハビリテーションの施設(介護老人保健施設、病院、診療所など)に通い、医師の指示に基づく専門的なリハビリテーションを日帰りで受けることができます。食事や入浴等の日常生活上の支援もリハビリテーションの視点で行います。また「栄養改善」「口腔機能向上」「社会参加」に関するサービスを組み合わせて受けることができます。

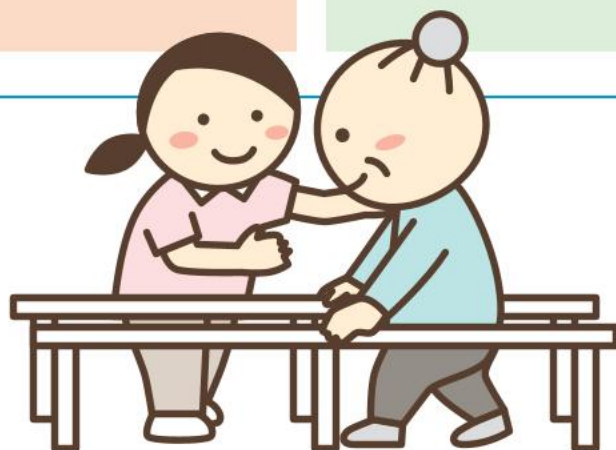
■ 要支援1・2の方

サービス事業
通所型サービス

内容は17ページをご覧ください。

介護予防通所
リハビリテーション

通所リハビリテーションの施設(介護老人保健施設、病院、診療所など)に通い、医師の指示に基づく専門的なリハビリテーションを日帰りで受けることができます。食事や入浴等の日常生活上の支援もリハビリテーションの視点で行います。また「栄養改善」「運動器の機能向上」「口腔機能向上」に関するサービスを組み合わせて受けることができます。



自宅で受けるサービス

■ 要介護1～5の方

訪問介護
(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)に自宅を訪問してもらい、食事・排泄・入浴などの介護(身体介護)や、掃除・洗濯・調理などの生活の支援(生活援助)を受けます。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

訪問入浴介護

自宅の浴室での入浴が困難な場合、看護職員と介護職員に入浴車で自宅を訪問してもらい、持参された浴槽を用いて入浴の介助を受けます。

訪問看護

在宅療養を行っている場合、主治医の指示に基づいて、看護師などに自宅を訪問してもらい、療養上のケアや相談、リハビリテーション、緊急時対応等の医療サービスを受けます。

訪問リハビリテーション

外出が困難な場合に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などに自宅を訪問してもらい、医師の指示に基づく心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを受けます。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士に自宅を訪問してもらい、心身の状況や環境等を考慮した療養上の管理や指導を受けます。

■ 要支援1・2の方

サービス事業
訪問型サービス

内容は17ページをご覧ください。

介護予防訪問入浴介護

介護予防を目的として、看護職員と介護職員に入浴車で自宅を訪問してもらい、持参された浴槽を用いて入浴の介助を受けるサービスです。

介護予防訪問看護

在宅療養を行っている場合、主治医の指示に基づいて、看護師などに自宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のケアや相談、リハビリテーション、緊急時対応等の医療サービスを受けます。

介護予防訪問
リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などに利用者の自宅を訪問してもらい、心身機能の維持回復等、介護予防を目的としたリハビリテーションを受けます。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士に自宅を訪問してもらい、心身の状況や環境等を考慮し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を受けます。

短期間宿泊をして受けるサービス (ショートステイ)

■ 要介護1～5の方

短期入所生活介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。日常生活費(食費・滞在費・理美容代など)は、別途負担する必要があります。

短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設に短期間入所し、日常生活上の支援や、医療、看護、機能訓練などのサービスを受けます。

■ 要支援1・2の方

介護予防短期入所生活介護

介護予防を目的に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。日常生活費(食費・滞在費・理美容代など)は、別途負担する必要があります。

介護予防短期入所療養介護

介護予防を目的に、医療機関や介護老人保健施設に短期間入所し、日常生活上の支援や、医療、看護、機能訓練などのサービスを受けます。

入所している施設で受けるサービス

■ 要介護1～5の方

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。

■ 要支援1・2の方

介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで、介護予防を目的として、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。

地域密着の介護 住み慣れた地域で「その人らしい」生活の継続を・・・

地域に根ざした介護と生活リハビリを基本理念とし、リハビリテーションを重視した在宅介護に注力しています。

最新の【リハビリ】設備

最新のマシンを完備したリハビリスペース。専門のスタッフが細部まで徹底してデザインした食堂・お風呂・お手洗い・居室。充実の設備でより効果的なリハビリを快適に。



広々とした快適な生活空間

医療法人誠安会ならではの医療と介護の専門スタッフ

医療専門職・リハビリテーション専門職・介護専門職が三位一体となって構成されています。医師・看護師による体調管理。経験豊富な介護スタッフが心を込めて、ご自分らしい生活をお手伝い。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が心身機能の向上を全面的にバックアップします。



入所

生活リハビリコース

「できない動作」を「できる動作」に、そして「している動作」につなげます。リハビリテーション専門職による効果的なリハビリプログラムと生活リハビリスタッフの支援を受け、日常生活の自立、社会参加機会の再獲得を目指します。

定員
90名

通所

在宅リハビリコース

ご自宅で生活しながら、施設に通って頂き、リハビリテーションを行います。一人ではなかなか続けられないリハビリも、仲間と共に励まし合い、競い合い、高め合う事で予想以上の効果が期待できます。

定員
80名

ショートステイ

リハビリ強化コース

数日～数週間の入所で集中的に生活リハビリテーションを実施し、最短レートでの目標動作獲得を目指します。もちろんレスパイト(介護者の休息)としてのご利用も可能です。



医療法人誠安会

介護老人保健施設

ぬくもり葛城

〒639-2103 奈良県葛城市西室 150-8

TEL 0745-69-8100

FAX 0745-69-8007

<https://www.nukumori-group.jp/>

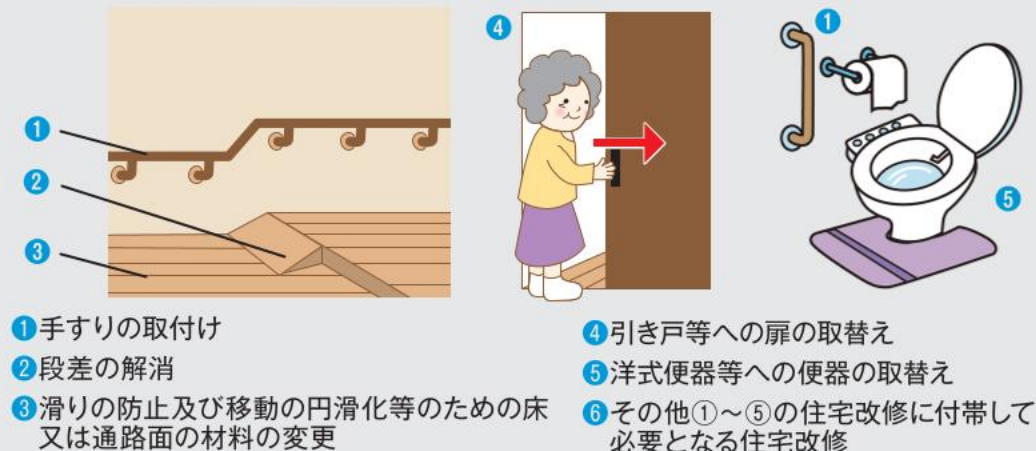


住宅改修費の支給 ※事前・事後に申請が必要です

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするときは、市区町村に事前に申請することで、20万円を上限として、原則実際の住宅改修費の7～9割相当額が償還払い(利用者がいったん全額を払った後、申請後に払い戻し)で支給されます。

<対象となる住宅改修の種類>

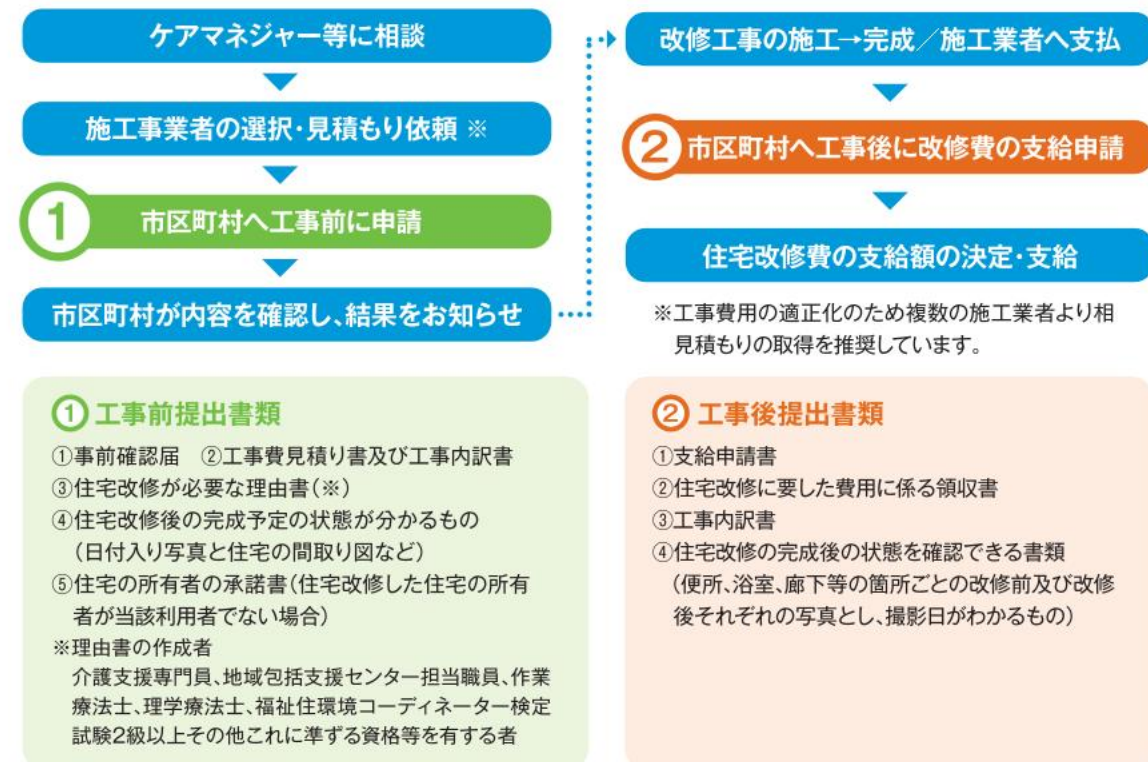
■ 要支援1・2の方 ■ 要介護1～5の方



<利用者負担について>

要支援・要介護区分に関わらず住宅改修に要した費用の利用負担分(1～3割※)です。支給限度額は利用者負担分を含め20万円です。(※所得に応じて1～3割負担となります。詳細はP19参照)

<手続きの流れ>



福祉用具貸与

可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者から、利用者の心身の状況や希望・生活環境などに基づいて、適切に選定された福祉用具の貸与を受けることができます。福祉用具を利用することで日常生活動作の安定性向上や動作範囲の拡大を図り、家族の介護の負担を軽減することなどを目的としています。

■ 要支援1・2の方
■ 要介護1～5の方

- ・手すり
 - ・スロープ★
 - ・歩行器★
 - ・歩行補助つえ★
- ★の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、歩行補助つえ(松葉杖は除く)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます

■ 要介護2～5の方

- ・車いす及び付属品
- ・特殊寝台及び付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・自動排泄処理装置(※)
- ・徘徊感知機器
- ・移動用リフト
- ・体位変換器

※自動排泄処理装置は原則要介護4・5の方のみ対象となります

<利用者負担について>

福祉用具の貸与に係る費用の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)を利用者が負担します。費用は対象品目や商品の種類、事業者によって異なります。また、要介護度別に1か月間に介護保険が利用できる限度額が決まっているため、他の介護サービスとの組合せの中で限度額を超えた分は全額自己負担になるので、注意が必要です。

特定福祉用具販売 ※事後に申請が必要です

可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具販売の指定を受けた事業者から、入浴や排泄に使用する、貸与に適さない福祉用具を購入します。福祉用具を利用することで日常生活動作の安定性向上や動作範囲の拡大を図り、家族の介護の負担を軽減することなどを目的としています。

■ 要支援1・2の方 ■ 要介護1～5の方

- ・腰かけ便座
- ・排泄予測支援機器
- ・簡易浴槽
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・移動用リフトのつり具の部品(※)
- ・スロープ★
- ・歩行器★
- ・歩行補助つえ★

※「移動用リフトのつり具の部品」にリフト部分は含まれません

★の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、歩行補助つえ(松葉杖は除く)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます

<利用者負担について>

購入時にいったん全額を支払った後、費用の9割(一定以上所得者の場合は8割または7割)が介護保険から払い戻されます。

同一年度で購入できるのは10万円までです。(この場合、7～9万円が介護保険から給付されます)

※補助を受けるには、都道府県等の指定を受けた事業者から購入する必要がありますのでご注意ください



※原則要支援1・2の方は利用できません

施設で生活する

介護老人保健施設

介護医療院

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

A cartoon illustration of a woman with black hair in a ponytail, wearing a pink shirt and grey pants, pushing a man in a wheelchair. The man is wearing a light blue shirt and pink pants. They are walking towards a white van with blue windows and black doors. The background is a solid light orange color.

住み慣れた地域での生活を支える ※原則として、他の市区町村のサービスは利用できません

■ 要介護1～5の方

小規模多機能型
居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を利用者の選択に応じて組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。

認知症対応型
通所介護

認知症と診断された方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症と診断された方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けることができます。



■ 要支援1・2の方

介護予防小規模多機能型
居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を利用者の選択に応じて組合せ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。

介護予防認知症対応型
通所介護

認知症と診断された方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い、介護予防を目的とした食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

■ 要支援2の方

介護予防認知症対応型
共同生活介護

認知症と診断された方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、介護予防を目的とした日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けることができます。
※要支援1の方は利用できません

■ 要介護1～5の方

定期巡回・随時対応型
訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、介護と看護の一体的なサービスを必要なタイミングで受けることができます。

夜間対応型訪問介護

24時間安心して日常生活を送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）に自宅を訪問してもらうことができます。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。

看護小規模多機能型居宅介護
(複合型サービス)

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」や看護師などによる「訪問（看護）」を状況に応じて組み合わせることで、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。



地域密着型特定施設
入居者生活介護

指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを受けることができます。

地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の施設（利用定員19人未満のデイサービスセンターなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

療養通所介護

常に看護師による観察を必要とする難病、脳血管疾患後遺症等の重度要介護者又はがん末期患者を対象にしたサービスです。利用者は療養通所介護の施設に通います。施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

■ 原則要介護3～5の方のみ

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の支援などを受けます。
※要介護1・2の方はやむを得ない理由がある場合以外は利用できません

介護予防・日常生活支援総合事業は住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援するため、地域の実情に応じたサービスを充実させていく事業です。「一般介護予防事業」「サービス事業」の2つで構成されています。

※要介護認定等の判定について、詳しくは4ページをご確認ください。

一般介護 予防事業の サービス



健康づくりや介護予防のために、地域で開催されている運動教室や地域のサロンに参加できます。

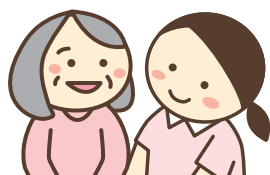
サービス事業の サービス



サービス事業では、必要な生活支援に応じて、様々なサービスを受けることができます。

訪問型 サービス (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理・掃除・買い物代行等の生活援助を行います。



通所型 サービス (デイサービス)

食事・入浴・レクリエーション・機能回復訓練等、日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を日帰りで行います。

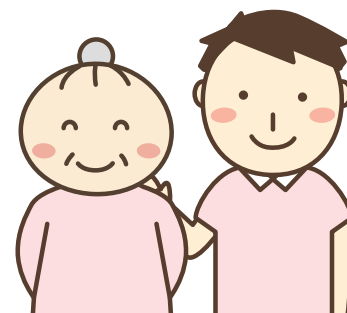
短期集中 予防 サービス

個人の状態に合わせて、生活のしづらさを取り除き、自信を持って生活を送れるようになることをめざして、専門職(理学療法士・作業療法士・歯科衛生士等)が改善するためのプログラムを提供します。期間はおおむね3か月です。

※サービスを受ける時期、タイミングは応相談。

■受けられるサービスのご案内

65歳以上のすべての方



一般介護
予防事業

サービス事業

要介護認定で要支援1・2と判定された方



一般介護
予防事業

サービス事業

基本チェックリストで サービス事業の対象者と判定された方

※基本チェックリストは25ページをご参照ください。



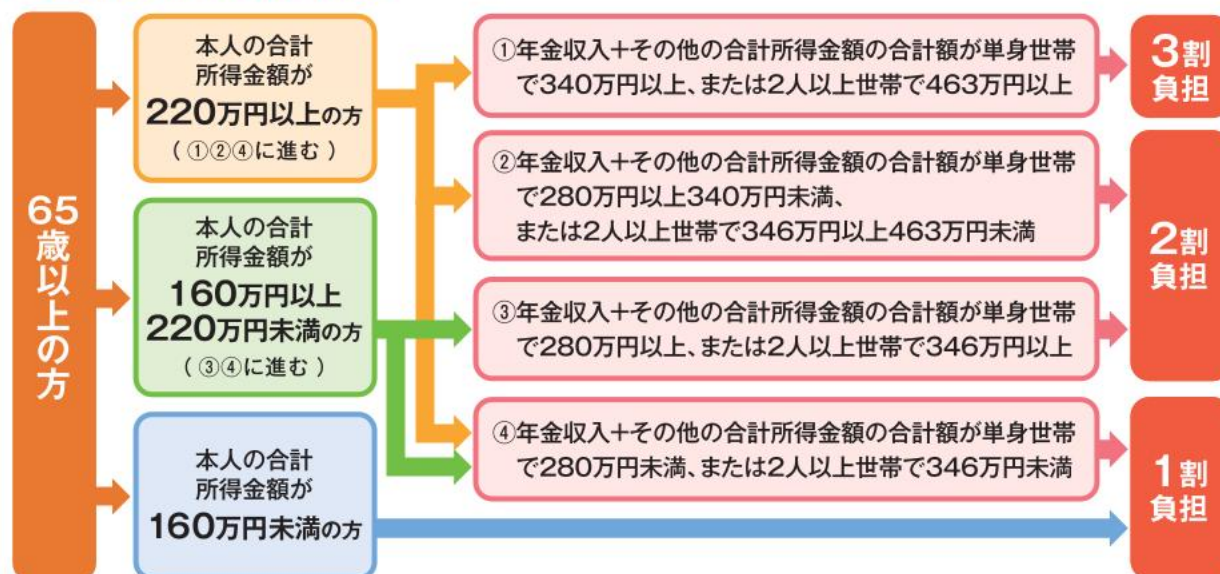
一般介護
予防事業

サービス事業

介護サービスを利用した場合には、費用の一定割合を負担することになります。

介護サービスの利用者負担割合

■利用者負担の判定の流れ



ご自身の負担割合は「介護保険負担割合証」で確認できます。

※「介護保険負担割合証」は要介護・要支援認定を受けた方へ毎年7月頃に市から交付されます

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります

居宅サービスを利用した場合

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量（支給限度額）が要介護度別に定められています。（1か月あたりの限度額：右記表のとおり）

限度額の範囲内でサービスを利用した場合、自己負担額は1割（一定以上所得者の場合は2割または3割）です。

■サービスの利用限度額

要介護状態区分	支給限度額（1か月）
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

■上限を超えて利用した場合

限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。



施設サービスを利用した場合

施設サービスを利用した場合は、費用の1割（一定以上所得者の場合は2割または3割）負担のほかに居住費（滞在費）、食費、日常生活費などを別途負担する必要があります。



■食費や居住費（滞在費）の負担軽減について

施設サービスや短期入所系サービスの利用者で、所得が一定以下の人は、食費・居住費（滞在費）の負担限度額が設定されており、申請により費用の一部が減免されます。基準費用額から負担限度額を差し引いた額は介護保険から支給されます（特定入所者介護サービス費）。なお、居住費と食費の負担軽減を受けるためには、事前に市区町村の窓口へ申請し、負担限度額認定を受ける必要があります。

■利用者負担段階の設定

利用者負担段階	1	2	3-①	3-②	4
所得状況*1	生活保護受給者の方	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円以下の方	前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円超120万円以下の方	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方
預貯金等資産要件*2	要件なし	1,000万円以下 (2,000万円以下)	650万円以下 (1,650万円以下)	550万円以下 (1,550万円以下)	500万円以下 (1,500万円以下)
ユニット型	個室	880円	880円	1,370円	1,470円
個室の多床室	550円	550円	1,370円	1,470円	
従来型個室	特養等	380円	480円	880円	980円
老健、医療院等	550円	550円	1,370円	1,470円	
多床室	特養等	0円	430円	430円	530円
老健、医療院等（室料を徴収する場合）	0円	430円	430円	530円	
老健、医療院等（室料を徴収しない場合）	0円	430円	430円	430円	
食費	300円	390円 【600円】	680円 【1,030円】	1,420円 【1,360円】	

※【 】の金額は、短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合の食費負担限度額です。

*1 世帯分離している配偶者も含みます。

非課税年金も年金収入に含まれます。

*2 預貯金等に含まれるものには、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものです。

上段は単身、下段の（ ）は夫婦の資産です。なお、第2号被保険者は、段階に関わらず単身：1,000万円、夫婦：2,000万円以下です。

高額介護サービス費

介護サービスを利用する際の利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。1か月の利用者負担の合計がこの上限を超えた場合、葛城市に申請することで、超過分が払い戻されます。

利用者負担段階と負担限度額

区 分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円以上)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方	93,000円(世帯)
住民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が82.65万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(世帯)

・利用者負担額のうち住宅改修や福祉用具購入の自己負担額及び施設での食費、居住費(滞在費)日用品費は対象外となります
・「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します

※平成30年度税制改正により令和3年度から給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。介護保険制度では、合計所得金額等が調整され、この税制改正による影響で負担が増えることはありません

高額医療合算介護サービス費

上記の高額介護サービス費制度や高額療養費制度で月単位の負担軽減を受けても、1年間(毎年8月から起算)で医療保険と介護保険の自己負担額が下記の基準額を超えた場合、その超過分が払い戻される仕組みです。これにより、自己負担のさらなる軽減が図れます。払い戻しを受けるには、介護保険者と医療保険者の両方に申請が必要です。

所得区分	70歳以上	70歳未満の方
年収約1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上	212万円	212万円
年収770万～1,160万円 標報53～79万円/課税所得380万円以上	141万円	141万円
年収370万～770万円 標報28～50万円/課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般(年収156～370万円) 健保/標報26万円以下 国保・後期/課税所得145万円未満(※1)	56万円	60万円
市区町村民税世帯非課税	31万円	34万円
市区町村民税世帯非課税(所得が一定以下)	19万円(※2)	

・対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額が適用されます

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧たし書所得の合計額が210万円以下の場合も含みます

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円です

ケアプラン作成事業所一覧

これから介護サービス・介護予防サービスを利用する場合は、下記の事業者一覧等をご覧の上、いずれかの事業者でサービスを開始したい旨をご相談してください。

なお、サービスのご利用にあたって、ご不明な点がございましたら、お気軽に地域包括支援センターもしくは葛城市介護保険課までお問い合わせください。

■要支援1・2と認定された方(葛城市が指定する介護予防支援事業所)

事業者名称	連絡先
葛城市地域包括支援センター	葛城市柿本166番地 0745-44-3455
医療法人博愛会 介護老人保健施設 かつらぎ	葛城市林堂360番地1 0745-69-1800
特別養護老人ホーム ウォームヴィラ新庄園	葛城市平岡528番地 0745-63-1150
居宅介護支援センター ハートライフ当麻	葛城市南今市382番地1 0745-48-3244
ケアプランセンター一刻館	大和高田市西三倉堂1丁目9番11号 080-6166-4345
ケアプランセンターあぜみち	大和高田市片塩町4-8-207 0745-51-1347
居宅介護支援事業所しあわせ	御所市櫛羅152番地の2、152番地の4 0745-62-2334

■要介護1～5と認定された方(葛城市内の居宅介護支援事業所)

事業者名称	連絡先
医療法人博愛会 介護老人保健施設 かつらぎ	葛城市林堂360番地1 0745-69-1800
特別養護老人ホーム ウォームヴィラ新庄園	葛城市平岡528番地 0745-63-1150
葛城市社会福祉協議会	葛城市染野789番地1 0745-48-6636
有限会社かつらぎケアサービス	葛城市加守515番地1 0745-76-8238
居宅介護支援センター ハートライフ当麻	葛城市南今市382番地1 0745-48-3244
株式会社ケアサポートおもいやり	葛城市脇田309番地1 0745-44-3144
いろはケアプランセンター	葛城市北花内616番地1 0745-69-0805
ケアプランセンターかつらぎの里	葛城市平岡441番地1 0745-49-0303
ケアプランそら	葛城市太田562番地 0745-44-9630
ケアプランセンターかのん	葛城市八川136番地3 0745-44-3995
ケアプランセンター笛吹	葛城市笛吹546番地1 0745-43-5076
ケアプラン花と星	葛城市北花内304番地21-A101エスペランサ 0745-51-2811
合同会社ケアサポートかなみ	葛城市木戸84番地2 0745-60-4033

(順不同、令和8年4月1日現在)

65歳以上の方(第1号被保険者)

65歳以上の方の保険料の納め方については「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

■特別徴収

年金を1年間で18万円以上受け取っている方は、年金支給月(年6回)に支給される年金から保険料が天引きされます。

※老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金が対象です



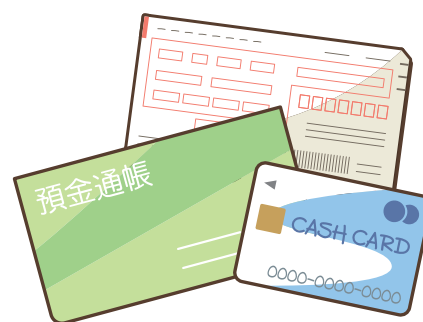
■普通徴収

年金の受け取り額が1年間で18万円未満の方は、納付書または口座振替で納めます。

※老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金が対象です

▼他にも下記に該当する方は普通徴収の対象者となります

- ・年度の途中で保険料額が変更になった方
- ・年度の途中で65歳になった方
- ・年度の途中で他の市区町村から転入した方



～保険料の納付は口座振替が便利です～

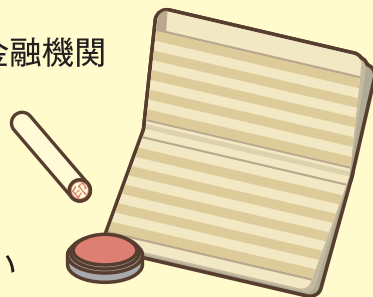
口座振替を利用すれば、納付期限日までに確実に納付することができますので納め忘れがありません。

口座振替を希望される方は介護保険料納入通知書、預金通帳、金融機関届出印を準備し、市指定の金融機関で手続きを行ってください。

※振替の開始は、申し込み月の翌月からになります

※事前に口座の残高をご確認ください

残高不足で引き落としできない場合は納付書で納めてください



40歳～64歳の方(第2号被保険者)

加入している医療保険の保険料と一緒に介護保険料を納める方式です。

「満40歳となる誕生日の前日が属する月」から徴収が開始されます。

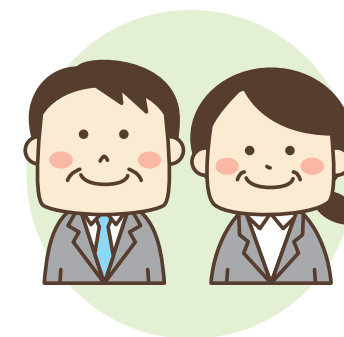
納める保険料額は収入額や加入している医療保険ごとに異なります。

詳細は加入している医療保険にご確認ください。

■職場の健康保険に加入している場合

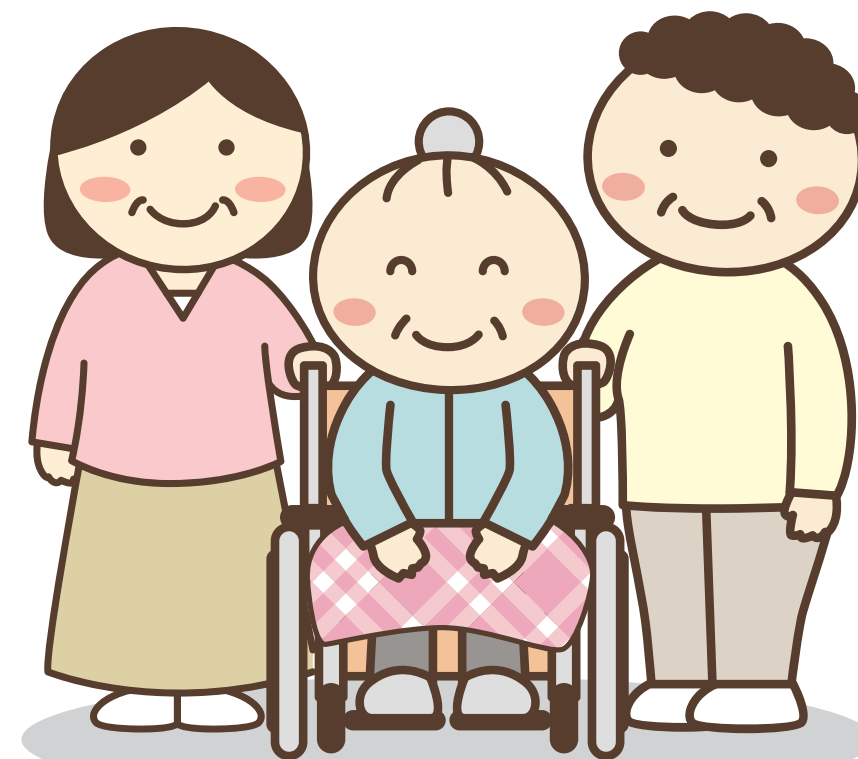
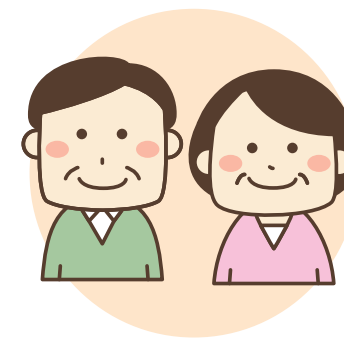
健康保険料と同様に収入に比例した金額を会社と折半で納めます。実質負担している額は、標準報酬月額(標準賞与額)に介護保険料率を乗じて求められ、健康保険と同様に給料やボーナスから徴収されます。

なお、その際に被扶養保険者の介護保険料が別途徴収されることはありません。



■国民健康保険に加入している場合

その家の世帯主から世帯全員分を国民健康保険税と一緒に徴収されます。



基本チェックリストとは

日常生活に必要な機能が低下していないかを確認する25項目の質問票です。
サービス事業のみを希望する場合、基本チェックリストによりサービス事業対象者と判定されるとサービスを利用することができます。
葛城市地域包括支援センターにご相談ください。(TEL : 0745-44-3455)

基本チェックリスト(一覧表)

1～5：日常生活活動についての質問です			
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
6～10：運動機能についての質問です			
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
11～12：栄養状態についての質問です			
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
12	BMIが18.5未満ですか(BMI=体重 Kg÷身長 m÷身長 m)	はい	いいえ
13～15：口腔機能についての質問です			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
16～17：閉じこもりについての質問です			
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
18～20：認知機能についての質問です			
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ
21～25：「うつ状態」についての質問です			
21	毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ